

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	17
許認可等の種類	医療法人の定款又は寄附行為の変更認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第54条の9			
許認可等の概要	医療法人の定款又は寄附行為の変更認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第54条の9 3 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 医療法人は、第3項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>医療法施行規則第33条の25 法第54条の9第3項の規定により定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類 二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類</p> <p>2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第31条第5号及び第11号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第1項各号の書類のほか、第31条第6号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第1項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第1項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第1項の申請書に添付しなければならない。</p> <p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知) 医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和25年厚生省発医98号厚生事務次官通知) 医療法の一部を改正する法律の施行について(昭和25年厚生省医発521号厚生省医務局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>15日</p> <p>ただし、社会医療法人及び複数保健所管轄区域で病院等を開設する医療法人、又は複数の都道府県で病院等を開設する医療法人にあつては30日</p>			
期間の制定根拠	—			